

# 秋田県公報

目次

ページ

## 告示

- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定(六五・流通貿易課)……………1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(六六・都市計画課)……………1

## 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………1

## 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九)……………1
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇)……………1

## 公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一一・生活環境課)……………2

## 告示

### 秋田県告示第六十五号

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第四項において準用する同法第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

平成二十年七月九日付けで内閣総理大臣が認定した秋田市中心市街地活性化基本計画(中活認定第三十六号)において定められた中心市街地の区域の全部(次の図に示す部分。)

(「次の図」は、省略し、その図面を産業経済労働部流通貿易課及び秋田市商工部商業観光課に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 縦覧に供すべき図書  
能代都市計画下水道(能代市公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

## 公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ITサポートあきた
- 三 代表者の氏名  
三 國 剛 俊
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県北秋田市材木町九番二十九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、誰もがコンピューターやインターネット等の情報通信技術を学び合い、あらゆる世代の人々と共に手を携えて、生きがい、社会福祉、まちづくり等の実践や働きたい人への能力開発、シニアの生きがいづくりや仲間づくりを寄与するとともに、情報化社会の活性化や成熟化に貢献し、豊かで充実した地域社会の実現を目指す。

## 選挙管理委員会告示

### 秋田県告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

- 五十分の一の数 一八、七九三
- 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二三、二六七

### 秋田県告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

- 選挙区別
- 秋田市 八九、五六四
  - 能代市山本郡 二六、八八六
  - 横手市 二八、五一三
  - 大館市 二二、七五四
  - 男鹿市 九、八六五
  - 湯沢市雄勝郡 二〇、九八一
  - 鹿角市鹿角郡 一一、九五六
  - 由利本荘市 二四、四三二
  - 潟上市 九、七四七
  - 大仙市仙北郡 三三、三一五
  - 北秋田市北秋田郡 一一、八四七
  - にかほ市 七、八五九
  - 仙北市 八、七九二
  - 南秋田郡 七、六九四

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成21年2月13日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

- 1 実施年月日  
平成21年3月26日(木)午前9時から午後4時30分まで
  - 2 実施場所  
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
  - 3 講習科目及び講習時間数  
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
  - 4 受講定員  
40人
  - 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 受講申込書 2通  
(2) 写真 2枚  
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
  - 6 受講申込み等  
(1) 申込み用紙の交付  
各受付場所において交付する。  
(2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成21年2月13日(金)から同年3月19日(木)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
  - (3) 受付場所  
住所地を管轄する県内の各警察署
  - 7 講習手数料  
6,800円
- 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubarara@matsubararainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄